

入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第8条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第3条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年11月5日

新潟市病院事業管理者 大谷哲也

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

血管造影X線診断装置 1式

(2) 調達物品の内容等

入札説明書のとおり。

(3) 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）

(4) 履行期限

令和8年3月27日まで

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

新潟市民病院事務局管理課用度グループ

郵便番号950-1197

新潟市中央区鐘木463番地7

電話 025-281-5151 (代表) 内線3108

FAX 025-281-5187

電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書等の公開日及び入手方法

本公告の日から新潟市民病院ホームページでダウンロードすること。

<http://www.hosp.niigata.niigata.jp/>

(3) 一般競争入札参加申請書の提出期間、場所及び提出方法

持参の場合 令和7年11月5日（水）から令和7年11月28日（金）午後5時までに、本項第1号の場所へ持参又はFAXすること。

郵送の場合 令和7年11月28日（金

）午後5時までに、本項第1号の場所に必着とすること。

(4) 仕様書等についての質疑書の提出期間、場所及び提出方法

令和7年11月5日（水）から令和7年11月18日（火）午後5時までに、本項第1号の場所へ持参、電子メール又はFAXにより提出すること。

(5) 入札及び開札の日時、場所

令和7年12月16日（火）午前9時30分

新潟市民病院本館301会議室

新潟市中央区鐘木463番地7

(6) 入札書の提出方法

持参の場合 前項に指定する日時及び場所に持参すること。

郵送の場合 令和7年12月15日（月）午後5時までに、本項第1号の場所必着とすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金 新潟市契約規則第10条による。

(3) 契約保証金 新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(4) 入札の無効

ア 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。

イ 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。

ウ 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。

オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。

カ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。

キ 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札。

ク 入札書記載の金額を加除訂正した入札。

ケ その他入札に関する条件に違反した入札。

コ 本号エ又はオに該当する入札について、その入札の全部を無効とすることがある。

（5）落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた者から請求があつたときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかつた理由、並びに当該請求を行つた者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行つた者に書面により通知するものとする。

（6）契約書作成の要否 要

（7）本調達に關し、政府調達に關する苦情処理の手続に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

（8）競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

第2項第1号に掲げる本市の入札参加資格者名簿に登載されていない者が競争に参加するためには、令和7年1月19日までに新潟市財務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

（9）詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and amount of goods to be purchased:

Angiography X-Ray System

Quantity: 1 set

(2) Deadline for the completion of contracted services :

March27, 2026

(3) Date and time for submission and opening of tenders:

9 : 30a. m. December16, 2025

(4) Contact and inquiries:

Management Division, Department of Hospital Administration,

Niigata City General Hospital, Niigata City Office

463-7 Shumoku, Chuo Ward, Niigata City, 950-1197 Japan

Phone: 025-281-5151 Ext. 3108 (From outside Japan: +81-25-281-5151)

Fax: 025-281-5187 (From outside Japan: +81-25-281-5187)

E-mail: kanri.ch@city.niigata.lg.jp

入札説明書

件名：血管造影X線診断装置

令和7年10月

新潟市民病院事務局管理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市民病院契約規程（平成20年新潟市民病院管理規程第26号。以下「規程」という）、新潟市民病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成20年新潟市民病院管理規程第28号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（1） 件名及び数量

血管造影X線診断装置 一式

（2） 履行の内容等

仕様書のとおり。

（3） 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7） 撮影室197

（4） 履行期限

契約の日から令和8年3月27日まで

（5） 入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

（1） 本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

（2） 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（3） 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

3 問い合わせ先等

新潟市民病院事務局管理課用度グループ

郵便番号950-1197

新潟市中央区鐘木463番地7

電話 025-281-5151（代表） 内線3108

FAX 025-281-5187

電子メール kanri.ch@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

(1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を、令和6年9月12日午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。

なお、持参する場合の受付時間は新潟市民病院事務局の開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に關し説明を求められた場合は、隨時それに応じなければならぬ。

(2) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。

(3) 一般競争入札参加資格確認結果については、上記4（1）により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和7年12月5日までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時、場所

令和7年12月16日（火） 午前9時30分
上記3の同所3階301会議室

(2) 郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和7年12月8日（月）から令和7年12月15日（月）午後5時まで（必着）に上記3の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第5号）を令和7年11月5日（水）から令和7年11月18日（火）午後5時までに上記3の場所へ持参、電子メール又はファックスにより提出すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場することができない。

きない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に上記4(3)の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(別記様式第7号)を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、入室の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社(商店)名、氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
ただし代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、氏名、受任者名(代理人の氏名)及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名、数量、単価及び金額

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(10) 入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(11) 郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載すること。
また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項7号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。
加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

(12) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

(13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(14) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わ

せてこれを行う。

- (18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6 (1) の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。
- (19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札。

(10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当院の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書（案）」による。

14 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登載されておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書」を令和7年11月19日（水）までに次の申請先に提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市財務部契約課物品契約係
電話：025-226-2213（直通）
http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

15 その他

入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

血管造影X線診断装置仕様書

趣旨

新潟市民病院に設置予定の血管造影X線診断装置の調達に関する契約履行について必要な事項を定めるものとする。

1 調達物品名

血管造影X線診断装置

2 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）

3 履行期限

令和8年3月27日まで

4 納入物品

（1）物品名

血管造影X線診断装置 1式

（2）要求仕様

当該装置は、別紙「血管造影X線診断装置要求仕様書」の要件を満たしたものであること。

（3）対象機器（参考銘柄）及び構成内訳

入札対象機器は、下記のとおりとする。

各機器の詳細および構成内訳は、別紙「血管造影X線診断装置明細書」のとおり。

（4）付随費用

本入札金額には次の費用を含む。

①入札対象物品の運搬・搬入・設置施工・調整費等

②関係法令に基づく全ての申請関係書類の作成及び計測・試験等

（5）保守体制

①保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

②支援体制

年間を通じて24時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けた場合、迅速に対応ができる体制であること。

③保証期間

納入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

（6）設置条件

①入札後実際の納入期日までにモデルチェンジ等により、対象物品を納入することがで

きなくなった場合には、病院側と協議のうえ後継機種を納入すること。

②取扱説明

取扱説明に関する教育訓練は、当院が指定する日時、場所で行うこと。

5 同等品の照会

上記4（3）記載の機器以外の同等の品質、機能を有する製品（同等品）の納入を希望する場合は、下記により照会し、了承を得ること。

（1）照会方法別紙様式「同等品承認願」に、該当する品名及び同等品のメーカー名、銘柄等を記載するとともに、カタログの写し等を添付する。必要に応じ同等の品質、機能を有することを証する資料を添付すること。

（2）照会期間 令和7年11月25日 午後5時まで

（3）照会先 新潟市民病院事務局管理課用度グループ

（4）その他 持参またはFAXによる

6 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

血管造影 X 線診断装置要求仕様書

血管造影 X 線診断装置は、以下の要件を満たすこと。

1 血管造影 X 線診断装置

1 汎用型血管撮影装置（バイプレーン）

1-1 X 線高電圧装置は以下の要件を満たすこと。

1-1-1 制御方式はインバータ方式であり最大出力は 100kW 以上であること。

1-1-2 撮影条件設定は、撮影管電圧、管電流とも自動設定できること。

1-2 正面アーム部分は以下の要件を満たすこと。

1-2-1 設置方式は、床置き方式であること。

1-2-2 アームの形状はオフセットのない C 型であること。

1-2-3 支持部回転が $\pm 90^\circ$ 以上有し、患者左右方向からのアプローチが可能であること。

1-2-4 アームの奥行きは 89cm 以上であること。

1-2-5 RAO 120° 以上、LAO 120° 以上の回転範囲を有すること。

1-2-6 Cr 50° 、Cd 90° 以上の回転範囲を有すること。

1-2-7 安全機構が施されていること。

1-2-8 撮影位置を設定できるオートポジショニング機構を 64 通り以上設定可能であること。

1-3 側面アーム部は以下の要件を満たすこと。

1-3-1 設置方式は、天井走行方式であること。

1-3-2 RAO 0° 以上、LAO 90° 以上の回転範囲を有すること。

1-3-3 Cr 45° /Cd 45° 以上の回転範囲を有すること。

1-3-4 安全機構が施されていること。

1-3-5 撮影位置を設定できるオートポジショニング機構を 100 通り以上設定可能であること。

1-4 正面用・側面用 X 線管装置は以下の要件を満たすこと。

1-4-1 X 線管冷却方式は油冷式であること。

1-4-2 2 焦点を有しており、大焦点は 1.0mm 以下、小焦点は 0.5mm 以下であること。

1-4-3 ベアリングは液体金属であること。

1-4-4 最大陽極蓄積熱容量が 6,400kHU 以上であること。

1-4-5 陽極冷却率が 1,750kHU/min 以上であること。

1-4-6 X 線管内にグリッドスイッチを有していること。

1-5 正面検出器は以下の要件を満たすこと。

1-5-1 最大視野サイズが 30×30cm 以上、40cm×30cm 以下の半導体検出器（フラットパネルディテクタ）を有すること。

1-5-2 7 種類以上の視野サイズを選択切り替えが可能であること。

1-5-3 ピクセルサイズは 154 μ m 以下、もしくは、高精細 FOV において 76 μ m 以下であること。

1-5-4 量子変換効率 (DQE) 73% 以上であること。

1-5-5 濃度分解能は 16bit 以上であること。

1-6 側面検出器は以下の要件を満たすこと。

1-6-1 最大視野サイズが 21cm×21cm 以上、30cm×30 以下の半導体検出器（フラットパネルディテクタ）を有すること。

1-6-2 5 種類以上の視野サイズを選択切り替えが可能であること。

1-6-3 ピクセルサイズは 154 μ m 以下、もしくは、高精細 FOV において 76 μ m 以下であること。

1-6-4 量子変換効率 (DQE) 73% 以上であること。

1-6-5 濃度分解能は 16bit 以上であること。

1-7 患者用寝台は以下の要件を満たすこと。

1-7-1 テーブルトップ長手方向の稼働範囲は 120cm 以上であること。

1-7-2 テーブルトップ横手方向の稼働範囲は 36cm 以上であること。

1-7-3 天板は 315cm×50cm 以上であるか、延長天板を導入し同様の長さを有すること。

1-7-4 耐荷重は最大 220kg 以上であること。

1-7-5 補助具なしでその場で心臓マッサージが可能であること。

1-7-6 天板は 270° 以上回旋が可能であること。

1-8 検査室/操作室モニタ/映像システムは、以下の要件を満たすこと。

1-8-1 検査室におけるモニタは、55 インチ以上の大画面マルチモニタ 1 台、27 インチ以上のサブモニタ 2 台を有すること。

1-8-2 大画面マルチモニタは解像度 3840 × 2160 以上、輝度 350cd/m² 以上、コントラスト比 1200:1 以上であること。

1-8-3 大画面マルチモニタ前面は強化ガラスにて保護されており、防塵・防水性能規格に準拠し、IP21 以上の機能を有するか、もしくは、衝突などによる故障のバックアップとして検査室内にもう 1 台項目番 1-8-1 の大画面モニターと同じ性能を有する 50 インチ以上の大画面マルチモニタを壁面に設置すること。

1-8-4 検査室サブモニタは、解像度 1920×1080 以上、輝度 650cd/m² 以上、コントラスト比 1000:1 以上であること。

1-8-5 操作室のモニタは 27 インチ以上のモニタを、2 台以上であること。

1-8-6 映像システムは、大画面マルチモニタに本システムおよび周辺機器の映像信号を 16 信号以上入力、8 信号以上の同時表示が可能であること。2 口の入力は 1-8-1 大画面マルチモニタ付近に差し替え可能なコネクターを有すること。

1-8-7 映像システムは、大画面マルチモニタは 15 種類以上のレイアウトパターンを有すること。事前にレイアウト登録がユーザー側でセッティングできること。

1-8-8 映像システムは、大画面マルチモニタに表示された信号およびサブモニタに表示された信号を検査室および操作室から手技中に任意に入れ替え操作可能であること。

1-8-9 映像システムは、大画面マルチモニタに表示された装置本体および周辺機器の画面の操作を、ベットサイドにてマウス等で操作可能であること。

1-8-10 検査室の大画面マルチモニタは、天井走行式架台に設置し、長手方向、横手方向、にそれぞれ 3000mm 以上移動でき、回転、上下動が行えること。移動できない場合、1-8-1 の大画面マルチモニタとサブモニタを追加し移動式台車の載せて任意のポジションに設置できること。

1-8-11 検査室の大画面モニタの信号を分配し、操作室に表示させること。表示させるモニタサイズおよび設置位置は当院と協議して決定すること。

1-9 デジタル画像処理システムは以下の要件を満たすこと。

1-9-1 透視はパルス機能を有し、9 段階以上の切り替えとバイプレーンにて 1024×1024 マトリクス 1 パルス/秒以下、30 パルス/秒以上が可能であること。

1-9-2 撮影画像をマスク画像としたロードマップ透視機能と透視加算によるロードマップ透視機能を有すること。

1-9-3 ロードマップ（正面、側面）、ライブ透視（正面側面）、リファレンス画像（正面側面）の同時表示が可能であること。

1-9-4 ベットサイドおよび操作室のタッチパネル式コントローラにてライブ透視画像の関心領域を指でのピンチアウト操作で最大 5 倍まで任意拡大表示できるデジタルズーム透視機能を有すること。

1-9-5 ライブ透視（正面、側面）、ライブデジタルズーム透視（正面、側面）、リファレンス画像（正面、側面）の同時表示が可能であること。

1-9-6 前向き収集、さかのぼり収集できる透視保存機能を有すること。

1-9-7 DA 撮影は 1024×1024 マトリクス バイプレーン 30fr/s 以上の撮影が可能であること。512×512 マトリクスでの撮影の場合、冠動脈 4D-CT の時間軸において、追跡、補完、位置合わせを行う事で冠動脈動態画像を表示できる機能（Ziosoft 社製 PhyZiodynamics）を搭載したアンギオ室専用のスタンドアローン用のワークステーションを導入すること。

1-9-8 DSA 撮影は 1024×1024 マトリクス バイプレーン 6fr/s 以上の撮影が可能であること。

1-9-9 DSA 撮影はリアルタイムオートピクセルシフト機能を有すること。

1-9-10 輪郭強調処理、コントラスト調整処理、ズーム等の画像処理は、操作室および検査室で実施できること。

1-9-11 透視中においても、並行して本体装置内のデータのリファレンス画像作成、画像処理、閲覧ができること。

1-9-12 画像保存は 1024×1024 マトリクスで正面側面それぞれで 100,000 画像以上保存可能であること。

1-9-13 DVD メディアへの DICOM フォーマット、PNG フォーマット、MPEG4 フォーマットでの画像書き込みが可能なシステムを搭載すること。

1-9-14 DICOM Storage (Storage SCU)/Query and Retrieve、DICOM Storage Commitment (Storage Commitment SCU)、DICOM Modality Worklist Management、DICOM Modality Performed Procedure Step、に対応すること。接続に関しては、当院の指定先と接続すること。

1-10 被ばく低減機能は以下の要件を満たすこと。

1-10-1 被ばく低減フィルタは 3 種類以上有し、最大 1.0 mmCueq 以上の厚さであること。
要件を満たさない場合は、検査室内に術者専用 X 線防護キャビン（バイオトロニックジャパン社製 ゼログラビティ放射線防護）を 2 式導入すること。

1-10-2 被ばく低減フィルタは透視、撮影プログラムにて、最も厚いフィルターで設定した場合でも自動退避しない常時固定挿入式であること。
要件を満たさない場合は、被検者およびスタッフの水晶体被ばくの影響を考慮し、眼の水晶体線量計（千代田テクノル社製 DOSIRIS 相当）を本院の術者、コメディカル人數分導入すること。

1-10-3 専用の低線量テクノロジーを有し、画質を維持しつつ平均して 50% 以上の線量低減を実現できるシステムを有すること。全身の領域で線量低減に関しては 20 以上の医学論文（文献引用影響率を有する）にて報告されていること。または、適切な被ばく管理を行うためリアルタイムで個人被曝線量を測定・表示するためのシステム（アンフォースレイセイフ社製 RaySafe i3 相当）を有し、リアルタイムに各種情報の表示が可能な個人線量計を 10 個と被ばく線量管理マネージャーソフトを備え大型モニタへの画像出力を準備すること。

1-10-4 ラストイメージ上に次の X 線照射エリアがグラフィック表示され、テーブル移動や視野サイズ変更と一連どうする機能を有すること。

1-10-5 手技中の皮膚領域空気カーマ率、累積空気カーマ、面積線量積、総透視時間をリアルタイム表示機能を有すること。線量値は、面積線量計からの散乱線の増加防止、線量計校正が必要しない X 線条件から計算値で算出すること。面積線量計からの算出の場合、面積線量計による散乱線を計測するための電離箱式サーベイメータ、散乱線分布図作成ソフトウェアおよび PC を有すること。

1-10-6 検査ごとの実施情報および照射履歴を RDSR 形式で出力可能のこと。

1-10-7 寝台取り付け式防護板を有すること。

1-10-8 天井吊り下げ式防護シールドを有すること

1-11 ユーザーインターフェースおよびアクセサリーは以下の要件を満たすこと。

1-11-1 検査室および操作室にアーム操作コントローラおよびコリメーション操作コントローラ、タッチパネル式コントローラを搭載、もしくは、検査室に清潔用、不潔用の2セットのコントローラを搭載すること。不潔要はコメディカルスタッフが使用するために移動できるトロリーに設置されること。

1-11-2 テーブルパンニング専用コントローラをテーブルサイドに有すること

1-11-3 タッチパネル式コントローラは本体画像閲覧、ライブ画像表示、任意選択した画像の再生および指操作による画像拡大させる機能、または、操作室および検査室内においても同等の操作が行える映像システムを導入すること。

1-11-4 リファレンス貼り付けや画像操作用が検査室、操作室で実施できる純正リモコンを2つ以上搭載する機能、または、コメディカル用の検査室用コントローラを1式追加し別途トロリーに導入すること。

1-11-5 任意の参照画像より、Cアーム/SID/寝台上下/FOV/コリメータ・補償フィルタ位置を含めたオートポジショニングがワンボタンで再現可能であること。またポジションの登録操作が不要であること。

1-11-6 検査室、操作室内にフットスイッチを有すること。さらに検査室にはワイヤレスフットスイッチも有すること。

1-11-7 撮影済み画像に血管トレース等の描画できる機能を、操作室、検査室にてタッチパネル式コントローラ上で指操作で使用できること。描画されたデータは透視画像に重ね合わせでき、視野拡大やテーブル移動に追従する機能、または、カリーナシステム社製 ADMENIC ANNOTATOR 等、同様の機能を満たす描画システムを検査室および操作室に導入すること。

1-11-8 手台、肘置きを有すること。

1-11-9 厚さの違うマットレスを2式有すること。

1-12 血管内治療支援アプリケーションに関し、以下の要件を満たすこと。

1-12-1 2点間マーカーを認識し加算強調処理によるステント強調画像はX線曝射中にリアルタイムに表示および後処理での静止画表示が可能であること。

1-12-2 冠動脈造影像の心拍の動きに追従した冠動脈専用のリアルタイム動画ロードマップ機能、または、圧センサー付きガイドワイヤでiFR値の測定ができるシステム、および測定されたiFR値の変化を血管撮影装置で取得した血管像上にドット（点）表示し、狭窄病変部の位置を確認できるシステムを導入すること。

1-12-3 術前のCT画像を取り込み、解剖構造ごとに自動セグメンテーション可能のこと。作成した3D像を透視画像に重ね合わせ、経皮的心筋焼灼術のロードマップ機能として利用可能のこと。

1-12-4 心臓用のコンビーム CT 機能を有し、透視画像に重ね合わせでき、アーム角度、SID、視野サイズ、テーブル移動に連動できる機能、または、冠動脈画像データを元にした CathWorks FFRangio システムを導入すること。

1-12-5 患者頭側および患者左側設置による高速回転撮影画像による 3D 血管撮影機能、または、CT・MR 画像データから脳梗塞になっている領域（虚血コア）と脳梗塞になるであろう脳血流が低下した領域（低灌流領域）の自動算出・表示することができるシステムを用意すること。

1-12-6 1-12-8 で再構成された 3D 画像をベットサイドのタッチパネルコントローラで操作がされること。

1-12-7 3D 血管画像と透視画像の重ね合わせによる 3D ロードマップ機能を有し、患者の体動に自動追従する機能、または患者固定強化としてメディカルエキスパート社製 RAS-570 eccent dual を導入すること。

1-12-8 術前 MRI や CT 画像を取り込み、セグメンテーション等の処理ができ、透視画像の重ね合わせが可能であること。

1-12-9 DSA ライクイメージング技術を搭載すること。

1-12-10 ECG 波形データを取り込みライブ画像上に表示できること。

1-12-11 ECG 信号をトリガリングさせて心周期の位相と同期させた透視、撮影機能でき、ディレイタイムを任意に設定できること。

1-12-12 本体コンソールおよび検査室において撮影画像の冠動脈解析機能を有すること。

1-12-13 本体コンソールおよび検査室において撮影画像の左室解析機能を有すること。

1-13 環境設備として以下の要件を満たすこと。

1-13-1 天井懸垂式 LED スポットライトを有すること。

1-13-2 X 線曝射に連動した透視録画装置を有すること。

1-13-3 既存循環器システムにおいても、バックアップでの使用も考慮し、ベットサイドおよび操作室のタッチパネル式コントローラにてライブ透視画像の関心領域を指でのピンチアウト操作で最大 5 倍まで任意拡大表示できるデジタルズーム透視機能が可能な映像システムを追加すること。また、ロードマップ（正面、側面）、ライブ透視（正面側面）、リファレンス画像（正面側面）の同時表示およびライブ透視（正面、側面）、ライブデジタルズーム透視（正面、側面）、リファレンス画像（正面、側面）の同時表示が行えること。

1-13-4 既存循環器システムにおいても、バックアップでの使用も考慮し、術前 MRI や CT 画像を取り込み、セグメンテーション等の処理ができ、透視画像の重ね合わせが行える機能を追加すること。

1-14 既存 システム接続費用

1-14-1 今回の血管造影 X 線診断装置更新前と同等の接続を行うこと。

血管造影X線診断装置明細書

参考銘柄の場合

メーカー等	品名・型式・機能等	品番	数量
株式会社フィリップス・ジャパン	血管造影X線診断装置 Azurion 7 B20 (バイプレーン・循環器仕様)		1式
	レーザシステム Nexcimer LAS-100		1台
	(内訳)		
	Conv. Azurion 7 B20/12 LCN		1
	MRC200+ GS 04/07 X 線管		1
	MRC200+ GS 05/08 X 線管		1
	FlexVision 65-inch		1
	FlexVision install on rails		1
	add 2 x 27" for 1st FlexVision		1
	Clarity IQ テクノロジー		1
	3rd party video cloning (2 output)		3
	3rd party video cloning (FV XL)		1
	FlexSpot		1
	FlexSpot secondary monitor		1
	Ref2 および Ref3 追加機能(バイプレーン)		1
	切替可能モニタ		1
	FlexVision Pro 拡張オプション		1
	Video input WCB on 1st MCS		2
	Video input WCB outside the MCS		10
	DVD ライター		1
	冠動脈定量解析パッケージ		1
	左室定量解析パッケージ		1
	2nd タッチスクリーンモジュール		1
	ワイヤレスフットスイッチ:バイプレーン用		1
	バイプレーン操作室用フットスイッチ		1
	タッチスクリーンモジュール Pro		1
	操作モジュール(ジオメトリー、操作室用)		1
	操作モジュール追加(操作室用)		1

患者側位アームサポート(左右セット)	1
カーボン製 X 線透過型手台	1
パンハンドル	1
Coronary アドバンスドパッケージ	1
Congenital Cardiology アドバンスドパッケージ	1
EP Navigator Rel5	1
3D ATG Rel5	1
IW ハードウェア (FlexSpot)	1
生体波形表示機能	1
マーカーツール	1
画像保存容量拡張キット(バイプレーン)	1
デュアルフルオロ機能(バイプレーン)	1
回転撮影機能	1
スマートマスク(バイプレーン)	1
extension to 30Fr/sec (bipl)	1
アドバステーブルパッケージ	1
キャビネットリアカバー	2
Cabinet Rear Cover Deep	2
寝台用フロアプレート	1
モニタ吊り棒用天井レール(390 cm)	1
モニタ吊り棒	1
側面アーム用天井レール	1
TERMINAL BLOCK (WKN70) CRC-D	1
CV 用トランス 100kVA	1
プロテクション用ハンガー金具	1
キャリフレーションホール	1
メディカルレコーダー	1
テーブル取付式放射線シールド	1
スポットライト	1
天井吊放射線シールド	1
天井吊放射線シールド用ブラケット	1
BN-1 長方形ブロック形<中>	1
HN-2 頭部サポート<成人用>	1
リーフマット アンギオ薄型タイプ [®]	1
アームスタンド用フロアプレート	1

	フィリップス レーザシステム Nexcimer		1
	ネットワーク接続		1
	既存 Azurion7B1212 アップグレード VesselNavigator		1
	既存 Azurion7B1212 アップグレード デュアルフルオロ機能(バイプレーン)		1
日本光電工業株式会社	臨床用ポリグラフ装置(アブレーション仕様)		1式
	(内訳)		
	本体	RMC-5000M	1
	コントローラー本体	MU-500G	1
	システムソフトウェア	QP-500G	1
	解析ソフトキット	QP-510G	1
	本体用搭載台車	KT-500G	1
	24インチ LCD	VL-500G	3
	ソフトウェアキット	QS-005G	1
	データアクイジョンユニット	JA-694P	1
	ベッドサイドモニタ	BSM-1763	1
	12誘導解析プログラムカード	QP-171P	1
	バッテリパック SB-170P	X161	1
	ユニット接続ケーブル	YJ-501G	1
	ホルダアダプタ	DI-402G	1
	キーボード	QK-500G	1
	キーボード	QK-510G	1
	キーボード用中継コード	YZ-054H2	1
	ホルダアダプタ	DI-510G	1
	リモートスイッチ	YZ-054H3	1
	外部ドライブユニット	QM-500G	1
	イメージ入力ユニット	QI-500G	1
	サブモニタ出力ユニット	QI-510G	4
	光ケーブル(SC-SC)	YZ-053H9	1
	光ケーブル(SC-SC)	YZ-053H8	3
	サウンド出力ケーブル	YZ-053H7	1
	光ケーブル(DLC-DLC)	YZ-054H0	1
	サブモニタ出力ユニット	QI-510G	3
	光ケーブル(SC-SC)	YZ-053H9	3

シリアル用接続コード	YZ-053H5	1
心内心電図ユニット接続ケーブル	YJ-511G	1
通信ケーブル	IF-912P	2
シリアル接続コード 5M リョウモールド	L785B	1
刺激出力コード 5M SEC-5104	L785A	1
YZ-048H5 RY 接続コード	L784	1
JC-900P ECG 中継コード(10)	K921	2
JL-900P SpO2 中継コード	K931	2
TL-201T2 フィンガープローブ	P225F	2
YN-901P 成人用中継エアホース	S902	2
成人用カフ(標準) YP-713T	S951D	2
成人用カフ(小) YP-712T	S951C	2
成人用カフ(大) YP-714T	S951E	2
大腿部用カフ YP-715T	S951F	2
JP-920P 血圧中継コード	L901	2
JT-950P CO 中継コード	K962	2
CO2 センサキット TG-980P	P910A	1
エアウェイアダプタ YG-211T	R805	1
YJ-340G ECG/BP 出力ケーブル	K976	1
RMC 設置調整費	#INST-RMC	1
設置部材費(スピーカー・UPS 他)		1
ネットワーク接続費用		1
CANON 側連携費用		1
富士通側連携費用		1
※アプリケーション仕様(テーブルタイプ)		
※スティムレーター、ABL 用アンプは含まず。(既設品使用)		
※システム連携費用含む		
※サーマルアイレコーダー含まず(カテ室 3 と共に)		
富士フィルムメディカル株式会社	移動型 X 線装置 Tiara airy (内訳) airy 基本セット SIRIUS AIRY コンパクトカート パンタグラフアーム X 線管一体型 X 線発生装置(モノタンク方式)	1式 1 1 1 1

	デュアルコリメーター (両面コリメーター)		1
	アドオンキット(airy) ADD ON KIT		1
	プロテクターハンガーフック HANGER HOOK		1
	FPD ケース (本体側面取付タイプ 17×17 用) 17 FPD STORAGE		1
	ハンドスイッチ (照射野ランプボタン付)(回診車) HANDSW(W LAMP SW)		1
	ワイヤードハンドスイッチ(撮影用増設タイプ)(回診車) ADDITIONAL HAND SW		1
	ライトグリーンパール(airy) COLOR PEARL GREEN		1
	作業料 KM_CS-7 移設費		1
	作業料 線量測定費用		1
ディープイエック ス株式会社	RAQUOS インジェクションシステム	RAQ01	1式
GE ヘルスケア・ジャ パン株式会社	Prucka 心臓カテーテルモニタリングシステム CardioLab AI.i		1台
アボットシャパン 合同会社	i-STAT システム		1台

契約書（案）

件名	血管造影X線診断装置			
契約金額	¥ 円			
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円				
品名	品質・規格	数量	単価	金額 円
血管造影X線診断装置	明細書のとおり	明細書のとおり		
履行期限	令和8年3月27日			
履行場所	新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）			
契約保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第34条第3号により免除			

上記物品供給について新潟市民病院を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

乙 住所
名称
代表者名

血管造影X線診断装置明細書

メーカー等	品名・型式・機能等	品番	数量
	血管造影X線診断装置		1式
	内訳)		

保守体制

①保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。

②支援体制

年間を通じて 24 時間の連絡ができる体制であり、障害時において復旧のため通報を受けてから、24 時間以内に現場にて対応ができる体制であること。

③保証期間

納入検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

物品供給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、物品を履行期限までに引き渡し、甲は、当該物品の引渡しを受けた後、代金を支払うものとする。

3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。

12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日を起算日として10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないとときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

3 甲は、納入された物品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 納入された物品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった物品について、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

6 乙は、前項の物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める検査をしないときは、同項で定める期間が満了する日を起算日として当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数を、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の物品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に代金を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかつたときは、当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する

率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を引渡すことができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下これらを「追完」という。）又は代金の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 物品の引渡し前に生じた物品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 物品の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いづれの責めにも帰することができない事由によつて物品が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいづれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があつたとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失つたとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となつたとき。

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 乙は、前2項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。

5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（談合その他の行為による解除等）

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（賠償額の予定）

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすらことができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別記様式第1号)

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号

)

(FAX番号

)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公 告 年 月 日	令和 年 月 日
公 告 番 号	新潟市民病院契約公告第 号
調 達 物 品 名	血管造影X線診断装置

(別記様式第5号)

質 疑 書

年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者

)

(電話番号

)

(FAX番号

)

1 公 告 番 号 : 新潟市民病院契約公告第 号

2 調 達 物 品 名 : 血管造影X線診断装置

質疑事項

質疑事項

注1 回答は、本質疑書の提出後10日以内に、新潟市民病院ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

同等品承認願

住所

商号又は名称

代表者氏名印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

1 番号

2 品名

仕様記載の品名	同等品承認希望品

入札(見積)書

年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名

(印)

受任者

(印)

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金額				円
履行場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額

(注) 入札(見積)額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委任状

年 月 日

新潟市病院事業管理者様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

【受任者が入札する場合の記載例】

記載例

別記様式第6号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書

○○年○月○○日

新潟市病院事業管理者様

●委任状を提出している場合は、入札書の社印・代表者印を省略できます。

住 所 ○○県○○市○○区○○町
○○丁目○○番○○号●代表者本人が入札する場合は記入しません。
●委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印します。

氏 名 △△株式会社

(※1) 新潟支店長 ○○ ○○
受任者 ○○ ○○

印

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札(見積)条件を承認の上入札(見積)いたします。

金額	¥○○○、○○○	円	
履行場所	○○○○		
品名 △△△	品質・規格 △△△	数量 ○○	単価 ○○

「仕様書のとおり」という記載でも結構です。

(注) : 新潟市入札参加登録での名称及び届出使用印

同一の印

別記様式第7号

委任状

新潟市病院事業管理者様

○○年○月○○日

※2 届出印の使用

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住 所 ○○県○○市○○区○○町
○○丁目○○番○○号氏 名 △△株式会社
新潟支店長 ○○ ○○

受任者 ○○ ○○

件名 ○○○○○

記

代表者印

印

(※1) 新潟市入札参加資格登録において登録している所在地、名称及び代表者名を記載してください。

(※2) 新潟市入札参加資格登録において「使用印鑑届」で届け出ている社印、代表者印を押印してください。